

平成 2 6 年度

県の予算編成に対する要望書

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地方分権の時代にふさわしい、自らの責任と判断による魅力ある地域づくりを推進するためには、国から地方へのさらなる権限と税源の移譲を進めるとともに、地方自ら簡素にして効率的な行財政システムを確立する必要があります。

平成23年に発生した東日本大震災やそれに起因する原子力発電所災害は、日本経済への影響はもとより、日本社会全体に大きな影響を及ぼす未曾有の大災害となりました。また、少子高齢化の進展への対応なども急がれるところであり、国全体が極めて厳しい状況に直面しております。

こうした中、市民の生命財産を守る地震防災対策、拠点地区等の整備など県民の生活向上に寄与する事業などを実施するに当たっては、県と綿密な連携を図りながら進めなければならない課題が多くあります。

一方、神奈川県緊急財政対策本部で検討が進められている県有施設や県単独補助金の見直しなどの「神奈川県緊急財政対策」につきましては、単なる市町村への負担の転嫁とすることのないよう、県内市町村と十分に協議するとともに、県民への説明責任をしっかりと果たしたうえで、実施するよう要望いたします。

いずれにいたしましても、広く県民のためとなる事業の実施に支障を生じさせないためには、県の御理解と御協力が是非とも必要でございますので、この要望の趣旨を御理解の上、平成26年度の県予算編成にあたりまして、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成25年11月

川崎市長 福田 紀彦

要 望 事 項

重 点 要 望

- 1 県からの円滑な事務・権限の移譲等について 2
- 2 県単独補助事業における補助基準の格差是正及び
県緊急財政対策に基づく県単独補助金の見直し等について 4
- 3 川崎市内における県有施設等の活用等について 6
- 4 石油コンビナート地域の防災対策の推進について 8
- 5 京浜臨海部を核としたライフイノベーションの実現及び
臨海部基盤整備の推進について 10
- 6 拠点地区等の整備について 14
- 7 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の拡充について 16

そ の 他 の 要 望

- I 県費補助に関する要望 19
 - 1 地籍調査事業について 20
 - 2 五反田川放水路整備事業について 22
 - 3 緑地保全施策の推進に対する支援について 24
 - 4 鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について 26
 - 5 安全・安心に暮らせる住宅・建築物の整備について 28
 - 6 消防施設及び消防車両等の整備について 30
- II 県の施策に関する要望 33
 - 1 創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入促進について 34
 - 2 PM2.5の低減対策及び情報提供の充実について 36
 - 3 障害者支援施設の入所定員の拡大について 38
 - 4 新たな総合都市交通計画に基づく
広域公共交通ネットワークの形成について 40

平成26年度 県の予算編成に対する重点要望

本市では、「第3期実行計画」において、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出と、市内各地域の自立と連携をバランスよく進め、「広域調和・地域連携型」の都市構造の構築を目指しています。

その中で、小杉駅周辺地区については、民間活力の活用や投資の集中などにより、個性と魅力にあふれた拠点形成を進めています。また、臨海部については、我が国経済を牽引するライフサイエンス・環境分野の京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の形成、総合的な交通ネットワークの形成を進めています。

これらの事業の効果として、県税の増収が期待できるほか、県内への経済波及効果も大きなものがあると考えられます。県にとって効果の大きい事業を重点的に推進するという観点から、予算措置にあたっては、各年度の補助率や地域割等にとらわれることなく、事業の進展に合わせた柔軟な対応をしていただきますようお願いいたします。

また、本市では、「人を育て心を育むまちづくり」の一環として、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進も図っております。特別支援学校志望者の受け入れ率拡充といった、県における対応が求められる事業も進めてまいりますので、県においても財政措置など必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

加えて、県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等において格差が設けられているものがありますが、本市の市民が他の市町村民と同様の県税負担をしていることを考慮しますと、これは大変憂慮されることです。制度の早急な見直しをお願いします。また、県有施設や県単独補助金の見直しなどの「神奈川県緊急財政対策」につきましては、単なる市町村への負担の転嫁とすることのないよう、県内市町村と十分に協議するようお願いいたします。

なお、東日本大震災を受けて、本市では、最新の研究成果等を踏まえた新たな被害想定に基づく防災基本計画等の見直し、石油コンビナート等民間企業の減災対策などを国に対して要請しています。県におかれましても、石油コンビナート等防災アセスメント再調査の調査内容の充実や、調査結果に基づく県石油コンビナート等防災計画の見直しについて必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

県からの円滑な事務・権限の移譲等について

■ 要望事項

- 1 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」において示された都道府県から指定都市に移譲することを基本とする事務について、円滑な事務・権限の移譲が行われるよう、県と指定都市が連携しながら、取組を迅速かつ確実に進めることを要望する。
- 2 事務・権限の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担について、税源移譲を基本として、適切な財政措置を講じられるよう、県と指定都市の合意形成に向けた取組を迅速に進めることを要望する。
- 3 県条例により指定都市に移譲される事務・権限についても、適切な算定による財政措置が講じられるよう要望する。

■ 要望の背景

- 地方分権改革については、地方分権改革推進委員会による数次にわたる勧告を踏まえ、平成23年には第1次及び第2次一括法、平成25年には第3次一括法が公布されるなど、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲などの地域の自主性を高める取組が進められています。
- また、第30次地方制度調査会答申において示された都道府県から指定都市に移譲することを基本とする事務については、現在、国において平成26年通常国会への法案提出に向けた取組が進められています。
- 本市においても、市立小中学校等の学級編成基準の決定、職員の給与等の負担、都市計画と農地等の土地利用に関する事務・権限などについて、更なる権限移譲を推進し、地域の実情に沿った自主的・自立的な行財政運営を行うことが可能となるよう、県と指定都市が具体的な事務に関する協議や、人事交流等による情報共有を図るなど連携しながら、円滑な事務・権限の移譲に向けた取組を進めていく必要があります。
- さらに、答申においては、「事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要」があるとされており、県と指定都市の協議

の場の設置などにより、県と指定都市が連携しながら、具体的な合意形成に向けた取組を進めていく必要があります。

- 県条例により指定都市に移譲される事務・権限に関する交付金についても、事務の実態に応じた適切な算定による財政措置が講じられる必要があります。

【第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」において、都道府県から指定都市に移譲することを基本として示された事務（主なもの）】

分野	事務	根拠法
都市計画と農地等の土地利用	都市計画事業（一部）の施行認可	都市計画法
	防災街区整備事業（一部）の施行等の認可	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
	農地（4ha以下）の転用許可	農地法
	土地取引の規制区域の指定	国土利用計画法
福祉、医療、教育等の対人サービス	介護サービス事業者の業務管理体制の報告の受理・命令等	介護保険法
	指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
	市町村立小中学校等の学級編成基準の決定、市町村立小中学校等の職員の給与等の負担、県費負担教職員定数の決定	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、市町村立学校職員給与負担法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

県単独補助事業における補助基準の格差是正及び 県緊急財政対策に基づく県単独補助金の見直し等 について

■ 要望事項

- 1 補助率等の取り扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性及び事業開始の経緯を勘案のうえ、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むよう要望する。
- 2 県緊急財政対策に基づく県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うことを要望する。
- 3 市町村自治基盤強化総合補助金については、政令指定都市と一般市との間の補助対象の格差是正及び、知事特認事業のうち各市町村が一律で実施する事業について、各市町村の所要経費に応じるなどの補助メニュー改善や創設を要望する。

■ 要望の背景

- 県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取り扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、市民の理解を得るのは容易なことではありません。
- 政令指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財源措置はなされていません。
- 現在、県では神奈川県緊急財政対策本部において、県の厳しい財政状況への対応として、県単独補助金の見直しを検討されており、平成25年2月18日付け「緊急財政対策の取組状況」にて、各県単独補助金見直しのロードマップが示されたところですが、仮に見直しを検討している全ての県単独補助金が一時凍結又は廃止された場合、本市では約14.5億円の歳入減となります。これにより、本市の財政は圧迫され、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。
- 市町村自治基盤強化総合補助金については、県内市町村の意見を反映し一定の見直しが図られたものの、補助対象について、政令指定都市と一般市との間に依然、格差が存在する状況です。また、知事特認事業については、限度額が1団体あたり3,000万円まで加算されますが、平成25年度に承認された「風しんの流行に対する緊急対策事業」のように、各市町村が一律で実施する事業で市町村毎に所要経費が異なる事業については、限度額を超えた場合、同一の事業にも関わらず所要経費に占める一般財源の負担が重くなり、公平性を欠くこととなります。

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	【補助率】 政令指定都市 1/3 一 般 市 1/2	【補助率】 政令指定都市 1/2 一 般 市 1/2
小児医療費助成事業補助金	【補助率】 政令指定都市 1/4 一 般 市 1/3	【補助率】 政令指定都市 1/2 一 般 市 1/2
重度障害者医療費給付補助事業補助金	【補助率】 政令指定都市 1/3 一 般 市 1/2	【補助率】 政令指定都市 100% 一 般 市 100%
外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金	【補助率】 政令指定都市 対象外 一 般 市 1/2	【補助率】 政令指定都市 対象外 一 般 市 1/2

【見直しの対象となっている本市県単独補助金 14.5 億円の内訳】

(単位：億円)

補助金名称	H25 当初予算	補助金名称	H25 当初予算
小児医療費助成事業補助金	6.3	神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金	0.5
重度障害者医療費給付補助事業補助金	5.8	市町村地震防災対策緊急推進事業補助金	0.2
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	1.5	その他5補助金(※)	0.2

(※) 民営鉄道垂直移動施設整備事業補助金、神奈川県小児救急医療対策費補助金、国県指定文化財保存修理等補助金(市町村)、市町村青少年行政推進費補助金、鳥獣保護管理対策事業費補助金

【市町村自治基盤強化総合補助金における補助対象の格差】

要領上、全補助対象事業のうち、以下の事業は政令指定都市補助対象外

①市町村幹線道路整備事業 ②準用河川治水対策事業 ③バリアフリー対策事業

【知事特認事業「風しんの流行に対する緊急対策事業」本市の状況】

所要経費(予算)	380,400千円
補助金(補助率1/3)	30,000千円
一般財源	350,400千円

市負担は本来66.7%だが、
本市は92.1%を負担！！

この要望文の担当課/財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183 ②

川崎市内における県有施設等の活用等について

■ 要望事項

- 1 県緊急財政対策等に基づく県有施設の見直しに際しては、事前に市との十分な協議を行うことを要望する。
- 2 県有地の貸付制度について、平成27年度以降の制度継続、貸付件数の緩和及び貸付料の減免を要望する。
- 3 県立川崎図書館については、富士見周辺地区再編整備の進捗を踏まえ、県による市内での機能の存続が図られるよう要望する。
- 4 従来の利用形態に変更がみられる県有施設や土地については、地域の実情を踏まえた有効活用が図られるよう、早期の情報提供と、十分な協議を要望する。
- 5 旧サンライフ川崎跡地については、県及び本市で相互に貸借している財産の等価交換により全体的な整理が図られるよう要望する。

■ 要望の背景

- 現在、県では神奈川県緊急財政対策本部において、県の厳しい財政状況への対応として、県有施設の見直しを検討されており、平成25年2月18日付け「緊急財政対策の取組状況」にて県有施設見直しのロードマップが、平成25年6月には「県民利用施設見直しの方向性に関する説明資料」が示されたところですが、県有施設の見直しの検討にあたっては、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。また、緊急財政対策の対象となっていない県有施設や土地についても、従来の利用形態に変更が見られる場合においては、同様の対応が必要となります。
- 高齢化の進展や待機児童数の増加に伴い、特別養護老人ホームや保育所等の社会的需要は高まっており、引き続き施設整備が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっており、県有地貸付制度の更なる拡充が必要となっております。

■ 施設の現状等

	施設の名称等	現状、背景等
機能 存 続	県立川崎図書館 (1) 所在地 川崎区富士見 2-1-4 (2) 敷地面積 1,252.9 m ²	県立川崎図書館が立地する富士見周辺地区は、現在、本市が富士見周辺地区整備基本計画及び富士見周辺地区整備実施計画等に基づき再編整備を進めている。この図書館は、科学・産業技術系、ビジネス支援等の蔵書が豊富な図書館として、市民や企業、研究開発機関から高い評価を得ていることから、引続き、産業情報機能など、県による本市内での機能存続をお願いしたい。
跡 地 利 用	川崎高等職業技術校京浜分校跡地 (1) 所在地 川崎区境町 11-10 (2) 敷地面積 3,775.89 m ²	特別養護老人ホーム及び保育所の整備にあたっては、公共目的であることを踏まえ、貸付料の減免等について御配慮いただきたい。
	旧京町アパート・寮 (1) 所在地 川崎区京町 1-108-16 (2) 敷地面積 2,964.87 m ²	県は建物付での売却方針とのことなので、市は建物の取得要望はないが、跡地活用については県による地域への説明及び地域意見の反映をお願いしたい。
	かわさき健康づくりセンター (旧サンライフ川崎跡地) (1) 所在地 川崎区渡田新町 3-1-1 外 (2) 敷地面積 5,227.0 m ²	敷地の譲渡については、平成15年3月31日に締結した覚書に基づき、川崎市で所有する県立新城高校で使用している土地との等価交換に向け協議を行うとともに、譲渡までの間は無償貸付を延長していただきたい。

この要望文の担当課／総合企画局都市経営部広域企画課 TEL 044-200-2020 ③

石油コンビナート地域の防災対策の推進について

■ 要望事項

- 1 平成25～26年度で行う神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査では、津波による災害や長周期地震動、液状化による被害等の新たな評価項目が盛り込まれているところですが、調査にあたっては本市の地域特性を踏まえながら、避難等の防災対策に活用できるよう調査内容の充実を要望する。
- 2 調査結果を踏まえて神奈川県石油コンビナート等防災計画を見直すとともに、コンビナート地域における防災体制の強化を要望する。

■ 要望の背景

- 川崎臨海部には石油コンビナートや素材系の重厚長大産業等が集積し、エネルギー供給や素材等の工業製品供給を担う重要な社会機能であることから、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の発生が懸念される中、石油コンビナート防災の抜本的強化が必要となっています。
- 本市においては東日本大震災時に1.6mの異常高潮位を記録するとともに、慶長型地震による津波では最大3.71m、南海トラフ地震による津波では最大約3mの津波高が想定されており、大規模地震発生時には爆発・火災などのコンビナート災害に加え、津波による被害も想定されます。
- 本市では臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、川崎市臨海部防災対策計画を策定しており、国が改定した「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき実施する神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果及び神奈川県石油コンビナート等防災計画の見直しを踏まえて、当該計画の見直しや防災対策の充実強化を予定しております。

■ 効果等

- 石油コンビナート地域の防災体制の強化
- 臨海部の防災対策の充実強化

東日本大震災を受けた課題

東日本大震災及びその後において各地で発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案も発生し、これに対処するための情報収集・伝達、事業者等による即応体制、事故現場での安全管理、住民避難等において課題が見られた。

災害発生・拡大シナリオの見直し、災害現象解析モデルの最新の知見を反映

総務省消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月改定）

主な改定内容

- 東日本大震災を踏まえ、津波や高圧ガスタンク火災（BLEVE）による災害シナリオを追加
 - 長周期地震動及び液状化による災害シナリオを刷新
 - 東日本大震災を踏まえ、災害発生危険度・災害影響度の推定に関する算定式や指標等を追加・刷新
 - 避難計画の考え方、緊急停止に係る安全上の留意事項を追加 等
- 各防災本部が行う防災計画の見直しを促進

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査（平成25～26年度）

前回調査からの主な変更点

- 調査対象に導配管（危険物配管、高圧ガス導管）を追加
- 大規模災害の評価、津波による災害の評価を追加
- 防災対策の具体的実施に向けた検討の実施 等

神奈川県石油コンビナート等防災計画の見直し

反映

川崎市臨海部防災対策計画

（平成25年4月策定）

臨海部における災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めた石油コンビナート地域における総合的運用計画



石油コンビナート地域の防災体制の強化・臨海部の防災対策の充実強化

事業所・防災関係機関との連携強化、情報連絡体制の強化、訓練の充実等

京浜臨海部を核としたライフイノベーションの実現及び臨海部基盤整備の推進について

■ 要望事項

- 1 京浜臨海部を核としたライフイノベーションの実現に向けて、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の優遇策等を活用した国際戦略拠点形成の取組が円滑に進むよう、県においても、進出企業・研究機関等に対する税制・財政的な支援の充実を要望する。特に、(仮称)ものづくりナノ医療イノベーションセンターの運営について、特段の配慮を要望する。
- 2 予防医療等のライフサイエンスや福祉産業の推進を図るため、県が主体となった「ライフイノベーションセンター(仮称)」の整備や、KASTや「さがみロボット産業特区」の研究機関等と特区区域内の集積機関との共同研究やコーディネートとの促進を要望する。
- 3 羽田連絡道路など臨海部の総合的な交通ネットワークの形成に向け、国や東京都と連携した基盤整備の促進に向けた取組などに関して、積極的な協力を要望する。

■ 要望の背景

1 殿町国際戦略拠点キングスカイフロントの形成

- 羽田空港の対岸に位置する川崎臨海部では、国際戦略総合特区や国家戦略特区の規制緩和等優遇策を活用し、ライフサイエンスや環境分野の高度な技術を有する企業、研究機関等の更なる集積を促進することなどにより、先端的な研究開発拠点の形成を図り、我が国経済を牽引する国際戦略拠点としての確立に取り組んでいます。
- 国際戦略拠点の中核を担う殿町地区では、「実中研 再生医療・新薬開発センター」及び「川崎生命科学・環境研究センター(LiSE)」が運営を開始し、LiSEには、KASTが進出しております。また、「(仮称)ものづくりナノ医療イノベーシ

ョンセンター」をはじめ、民間企業・研究機関等の立地が決定しています。

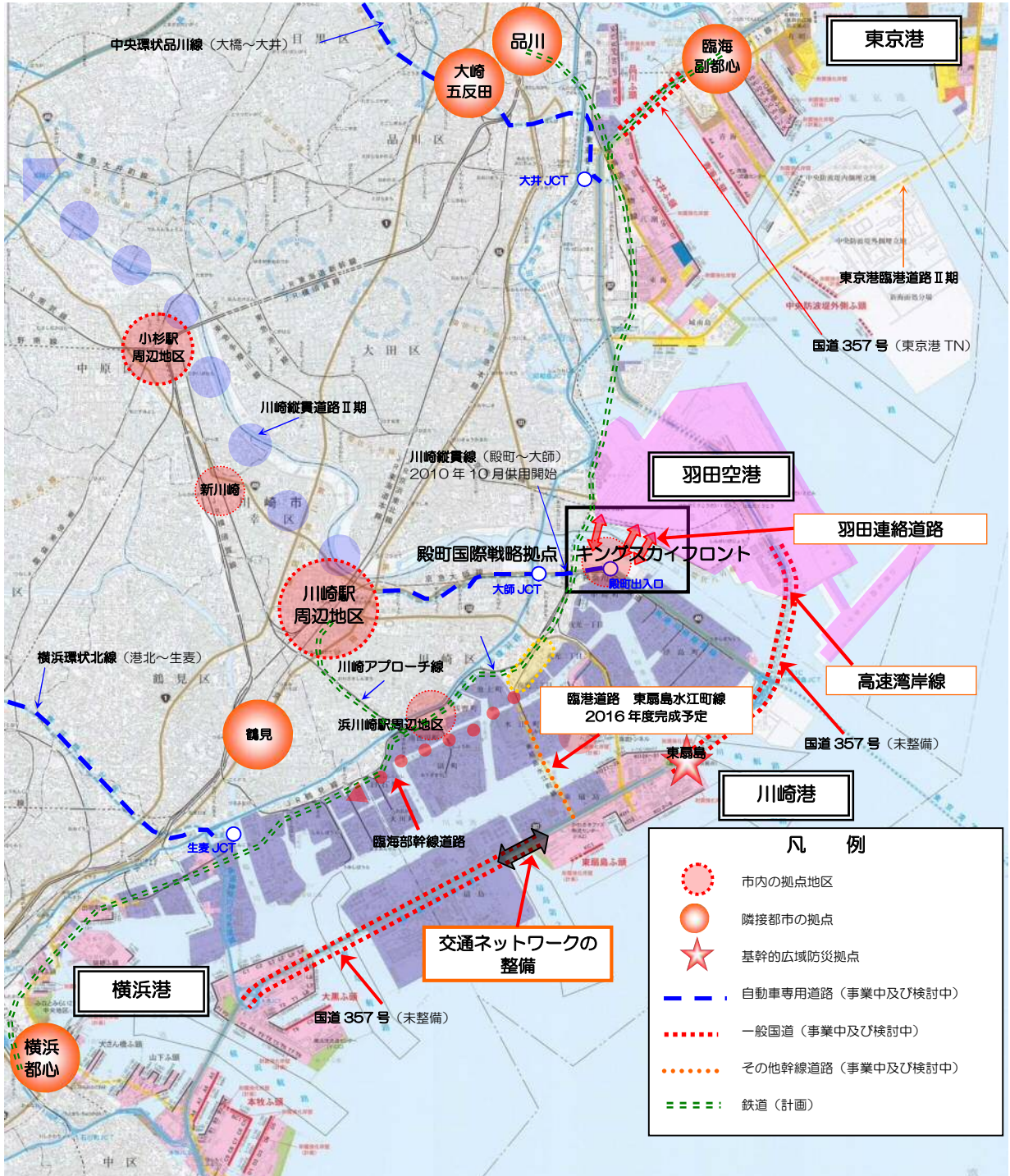
2 更なる研究開発基盤の整備に向けて

- これらの施設に加え、国際的な研究開発拠点にふさわしい企業・研究機関等の更なる進出を促すインベスト神奈川の充実・強化や、こうした拠点において研究開発を推進する基盤となる「ライフイノベーションセンター（仮称）」等の整備、KASTをはじめとした研究機関、さらには、「さがみロボット産業特区」の企業、研究機関との連携促進により、相乗効果の創出に向けた取り組みが必要です。

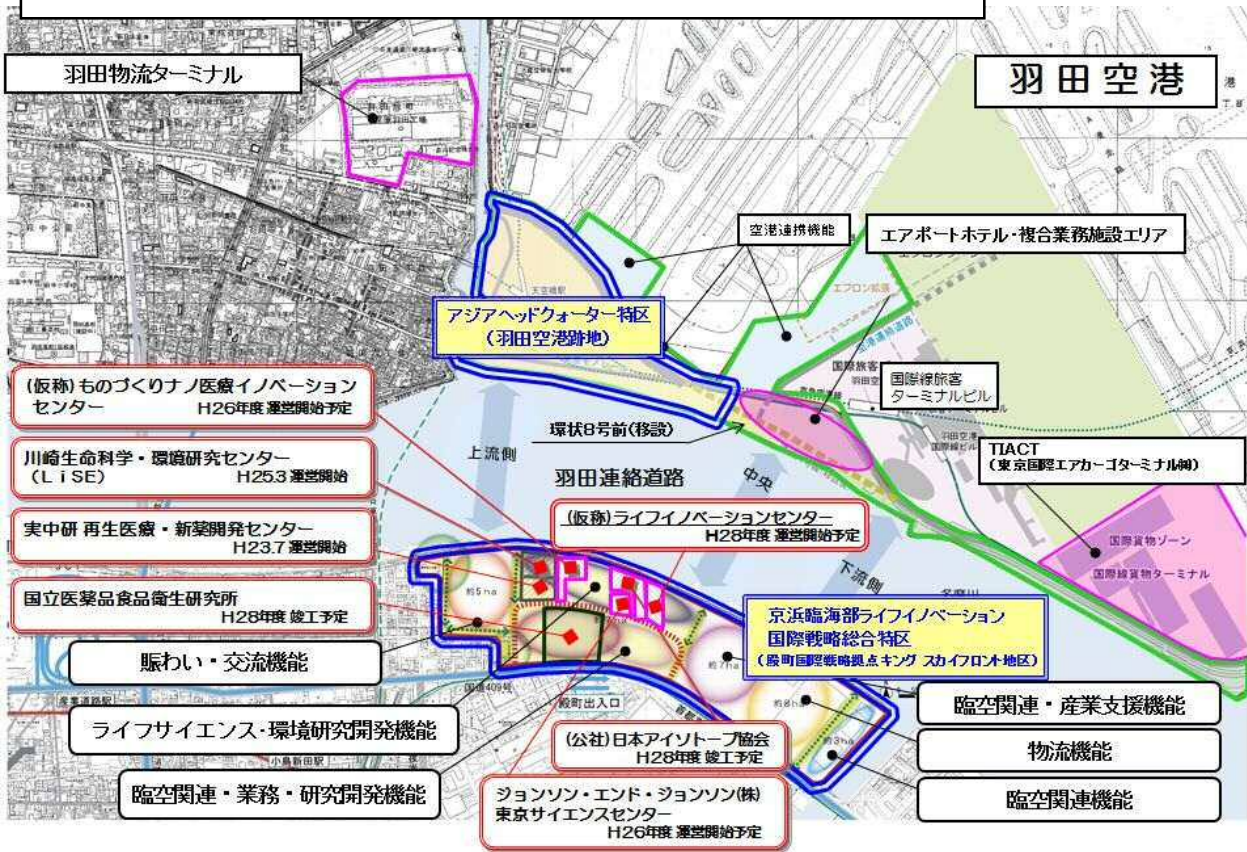
3 総合的な交通ネットワーク

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発拠点の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。
- さらに殿町地区では、ライフサイエンス・環境分野の研究開発拠点の形成を目指すとともに、羽田空港を核として我が国の経済成長を牽引し地域経済の活性化を図るため、本年4月に大田区と川崎市は産業連携に関する基本協定を締結しています。
- 交通基盤は、こうした経済活動、まちづくりを支える重要な都市施設ですが、内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、臨海部各地区へのアクセス改善など安全かつ円滑な交通機能の確保が求められています。
- 羽田連絡道路をはじめとする臨海部の交通ネットワーク基盤の整備に向けた取組について、関係機関と協議・検討を進めていく必要があります。

川崎臨海部地域整備概要図



殿町国際戦略拠点キングスカイフロント拡大図



- 実中研 再生医療・新薬開発センター (H23.7 運営開始) 【写真上左】
 - ・特区プロジェクトと連携した、再生医療の実現や革新的新薬の研究開発等の取組により人々の健康に貢献する。

- 川崎生命科学・環境研究センター (H25.3 運営開始) 【写真上右】
 - ・施設概要
 - [4F] 企業・大学等向け研究開発レンタルラボ
 - [3F] 環境総合研究所
 - [2F] 健康安全研究所
 - [1F] 共用施設、国際ビジネス交流支援施設等



- (仮称)ものづくりナノ医療イノベーションセンター (H26年度 運営開始予定) 【写真下】
 - ・産学官連携のもとで、ナノテクノロジーを活用し、医療的・産業的インパクトの大きい3領域(医薬品・診断・治療機器、再生医療支援)において、ナノ医療技術の実用化等を目指す。

拠点地区等の整備について

■ 要望事項

小杉駅周辺地区市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、事業の進捗に応じた財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、「広域調和・地域連携型」都市構造の構築をめざしたまちづくりを推進するため、市外の隣接都市拠点と適切な機能分担を行いながら、地理的条件や交通機能などを踏まえ、民間活力を活かした個性と魅力にあふれた広域拠点の形成や、市内の主要ターミナル駅などを中心に商業・業務機能の育成を図り、活力とうるおいのある地域生活拠点の形成をめざしています。
- これらのまちづくりを実現するためには、土地利用の共同化や高度化によって地域に必要な都市基盤の整備や都市機能の集積を図り、魅力あるまちづくりを進めることが重要であり、そのためには、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を活用し事業を推進していく必要があります。

■ 要望額

(単位：千円)

事業名及び地区名	平成26年度 計画事業費	県負担額	着工 年度	完了 年度
合計	883,400	441,700	-	-
小杉駅周辺開発事業関連	833,700	416,850	-	-
小杉町3丁目中央地区	354,000	177,000	H20	H26
小杉町3丁目東地区	479,700	239,850	H25	H30
優良建築物等整備事業関連	49,700	24,850	-	-
戸手4丁目北地区	13,200	6,600	H25	H28
大島四丁目4番地地区	3,500	1,750	H25	H27
京急川崎駅東街区	19,000	9,500	H25	H27
駅前本町4番地北地区	14,000	7,000	H26	H29

■ 効果等

- 駅前広場や道路、公開空地が整備されるなど県民の利便性向上が図られるとともに、環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成が図られます。

武蔵小杉駅周辺の市街地再開発事業



優良建築物等整備事業



◇環境配慮施設の導入

<太陽光発電>



<電気自動車(EV)によるカーシェアリング>



優良建築物等整備事業
【戸手4丁目北地区】 【大島4丁目4番地地区】
【駅前本町4番地北地区】

■ 今後の費用の見込み

(単位：千円)

事業名称	H27 計画		H28 計画	
	計画事業費	県負担額	計画事業費	県負担額
合計	1,517,200	758,600	968,300	484,150
小杉駅周辺開発事業関連	1,258,400	629,200	553,300	276,650
小杉町3丁目東地区	1,258,400	629,200	553,300	276,650
優良建築物等整備事業関連	258,800	129,400	415,000	207,500
戸手4丁目北地区	106,200	53,100	203,400	101,700
大島4丁目4番地地区	2,100	1,050	-	-
京急川崎駅東街区	29,100	14,550	-	-
駅前本町4番地北地区	82,000	41,000	61,000	30,500
その他川崎駅周辺2地区	39,400	19,700	150,600	75,300

この要望書の担当課/まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 TEL 044-200-3009
 まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室 TEL 044-200-2741 ⑥

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた 支援の拡充について

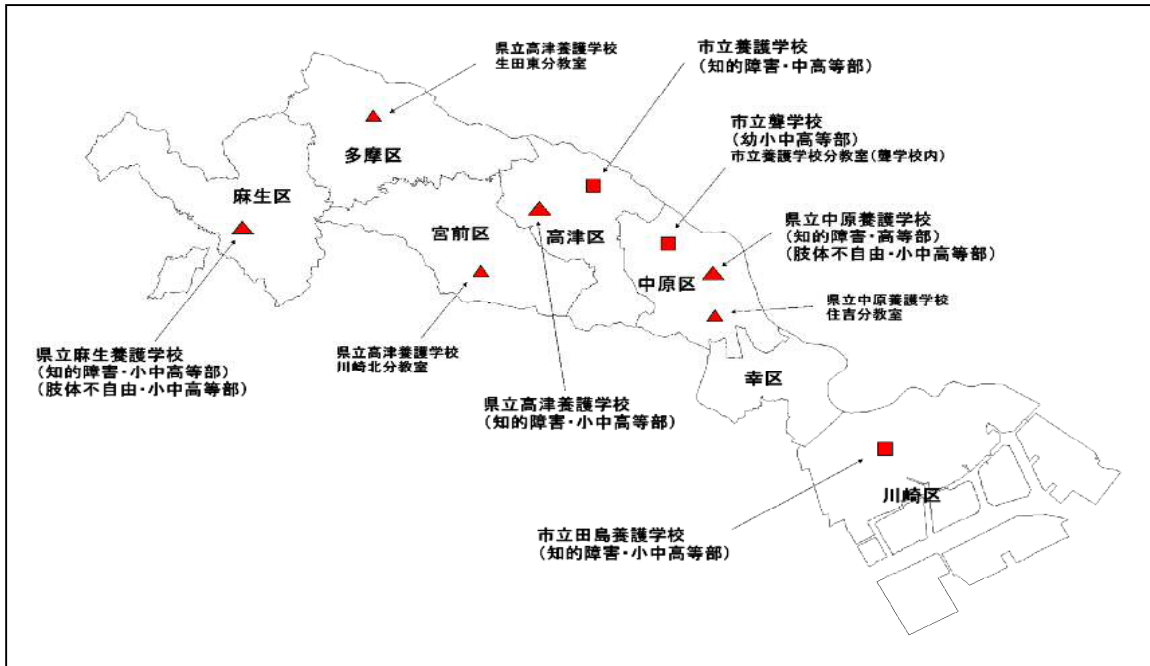
■ 要望事項

- 1 特別支援学校の過大規模化が進行する川崎市域において、特別支援学校の設置義務者である県において、特別支援学校志望者の受け入れ枠の拡充を要望する。
- 2 市立田島養護学校の再編整備と市立養護学校の小学部設置のため、運営上必要となる教職員の配置を要望する。
- 3 小学校に在籍する支援を必要とする児童に対する校内支援体制構築のため、特別支援教育コーディネーターの活動を保障する非常勤講師の増員を要望する。

■ 要望の背景

- 学校教育法第 80 条に基づき、特別支援学校の設置義務は県にあります。
- 近年、知的障害のある児童生徒の増加により、川崎市域の特別支援学校は過大規模化が進行しており、本市としても受け入れ枠の拡充に努力しておりますが、今後の児童生徒の増加に対しては、県による新たな特別支援学校の設置等、受け入れ枠の拡充が必要と考えます。
- 平成 26 年度開設に向けて、市立田島養護学校を再編整備し、既存校舎を本校（高等部）として、離れた場所に小中学部を分校として整備し、肢体不自由教育部門を新設するため、管理職 4 名（本校：校長・教頭 分校：教頭 2 名）と養護教諭 4 名（本校分校各 2 名）の配置が必要です。また、平成 26 年度に大戸小学校と稲田小学校の重複障害特別支援学級を市立養護学校小学部に再編するため、教頭 1 名（本校配置）、養護教諭 2 名（各校 1 名）の配置が児童の安全確保や学校運営上必要です。
- 小学校ではいじめや不登校、虐待等により支援を要する児童への対応が喫緊の課題である反面、支援体制構築の中心となる特別支援教育コーディネーターは学級担任との兼務が 75% を占める等十分な活動が保障されていない状況です。十分な活動を保障するため、授業の後補充を行う非常勤講師の増員が必要です。

<特別支援学校の配置図>



<過大規模校の現状>

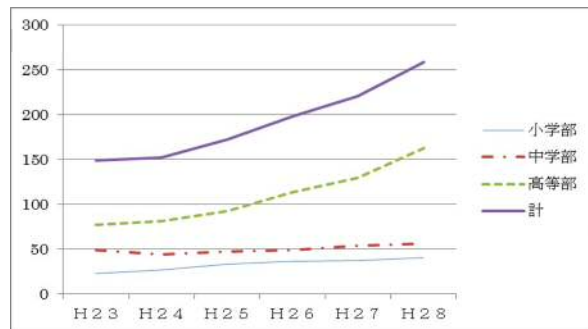
川崎市内特別支援学校の児童生徒数

	H11.5.1	H25.5.1
市立田島養護学校	69名	152名
県立中原養護学校	100名	181名
市立養護学校	188名	232名
県立高津養護学校	152名	231名
県立麻生養護学校	176名*	345名

* 県立麻生養護学校は H18 年度開校時の児童生徒数

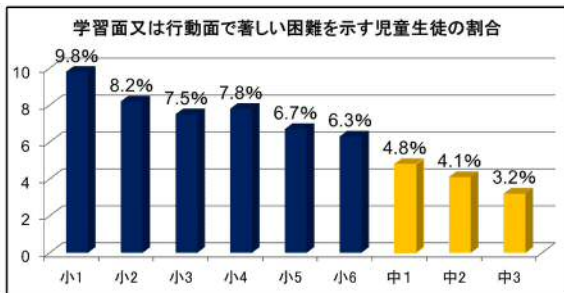
<田島養護学校児童生徒数の推移と推移予想>

川崎市立田島養護学校の児童生徒数の推移予想



* H24 年 9 月から仮設校舎により教室数増

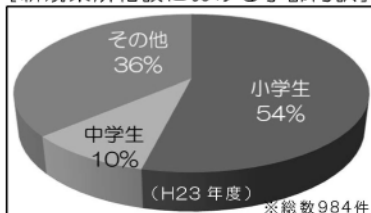
<小学校の通常の学級における課題>



■ 小学校における課題の発生や相談の多さ

○ 特別支援教育センターへの来所相談は中学生の 5 倍
小学校における相談や支援体制の充実が課題

[新規来所相談における学齢内訳]



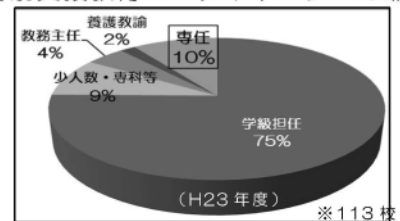
■ 小学校における学習面又は行動面で著しい困難を示す児童の多さ

○ 小学校 1 年生で 9.8%
小学校平均 7.7% > 中学校平均 4.0%
(H24 年 12 月文部科学省調査結果)

■ 特別支援教育コーディネーターの 75% が学級担任を兼務

○ 小学校の特別支援教育コーディネーターは学級担任等を兼務
専任 (授業時数 2 時間以下) はわずか 10%。

[特別支援教育コーディネーターの兼務状況]



この要望文の担当課 / 教育委員会学校教育部指導課 TEL 044-200-2549 ⑦

そ の 他 の 要 望

I 県費補助に関する要望

地籍調査事業について

■ 要望事項

平成26年度地籍調査事業における閲覧工程実施地区及び一筆地調査実施地区について、所要額の確実な財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、昭和59年度から麻生区黒川地区より地籍調査事業を実施しています。現在、麻生区内の調査が概ね完了し、多摩区内の調査を実施中ですが、進捗率は平成24年度末時点で全市面積の9.17%となっており、全国平均の約50%を大きく下回っています。
- 第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月閣議決定）においても、調査が遅れている都市部等を中心に調査の促進を図るとされているものの、平成21年度から財政措置額が大幅に減少して以降漸減しており、新規地区の事業規模を縮小せざるを得ず、事業進捗が大幅に遅れています。
- 地籍調査を実施した地区では、境界が明確となり、土地利用の迅速化及び円滑化が図られ、市民の土地利用の利便性が向上します。また、調査の成果は、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な利活用が期待されていることから、事業を着実に推進させる必要があります。

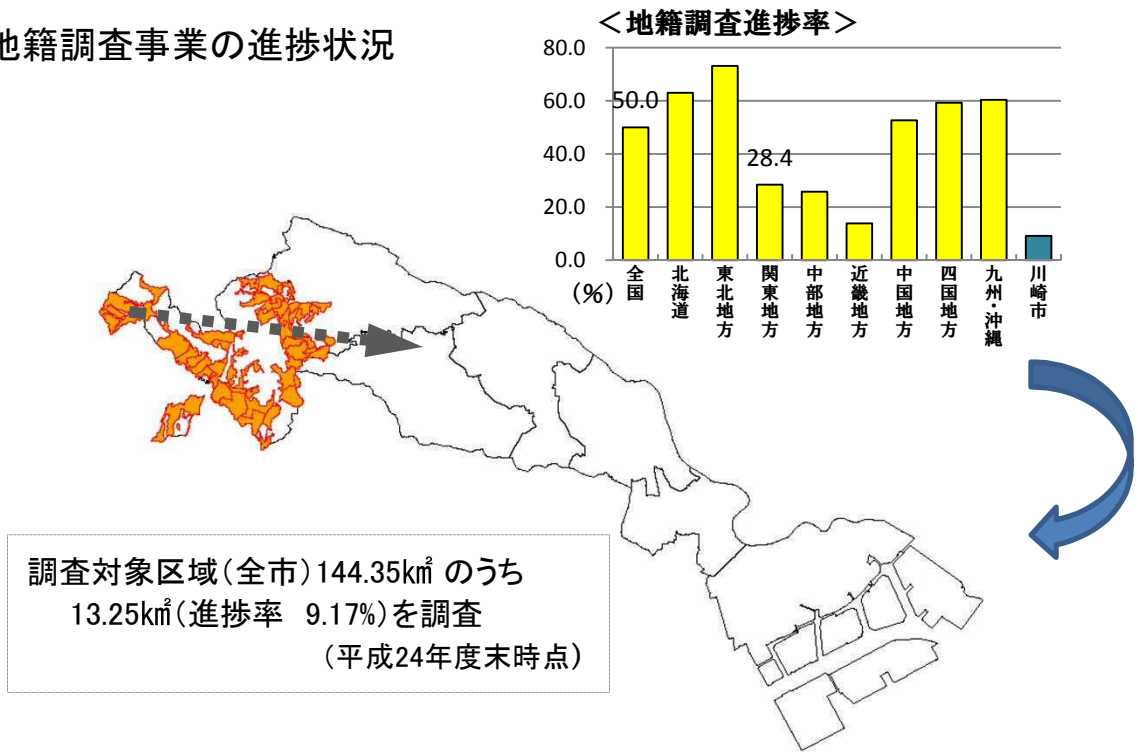
■ 要望額

- 平成26年度事業費 約2,000万円（県費約500万円）
 - ・一筆地調査実施地区（長沢1、栗谷4丁目の各一部）
 - ・閲覧工程実施地区（長沢3丁目の一部）

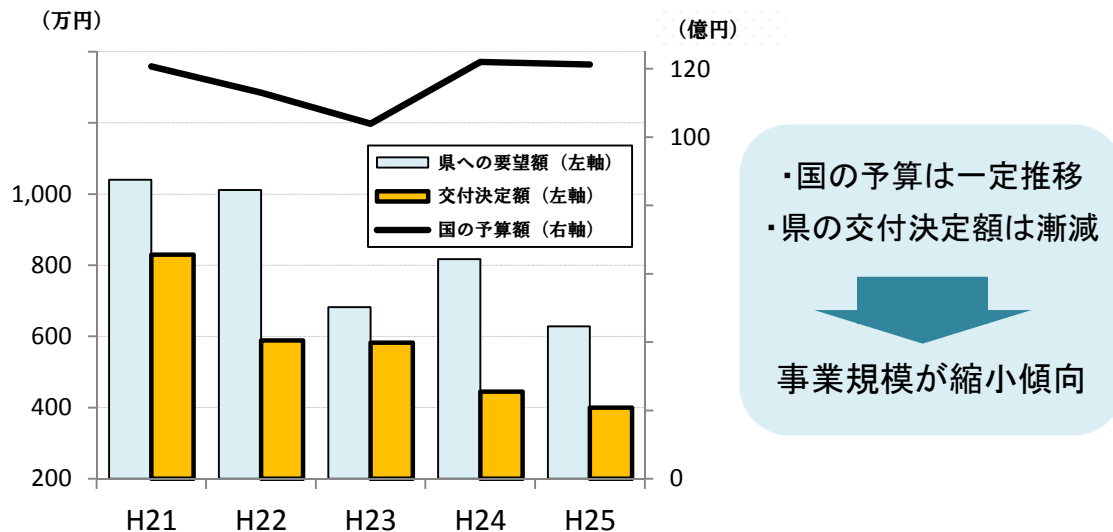
■ 効果等

- 土地境界の復元の簡素化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画設計、用地測量の円滑化、固定資産税の課税適正化、災害からの復旧・復興の迅速化等

地籍調査事業の進捗状況



地籍調査事業の予算推移 (地籍調査費負担金ベース)



第6次国土調査事業十箇年計画 (計画期間:H22~31)

- ・調査が遅れている都市部及び山間部を中心に調査を促進
- ・特に人口集中地区における実施面積の割合を21%から48%

地籍調査事業の着実な推進のため、
県地籍調査事業補助金の確保等、必要な財政措置が不可欠

五反田川放水路整備事業について

■ 要望事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るため、所要額の確実な財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 川崎市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。
- 近年都市化の進展に伴い、地球温暖化による局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、都市型水害が深刻となっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手いたしました。

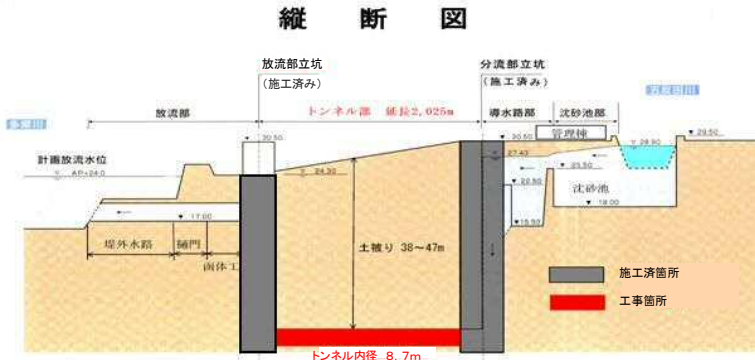
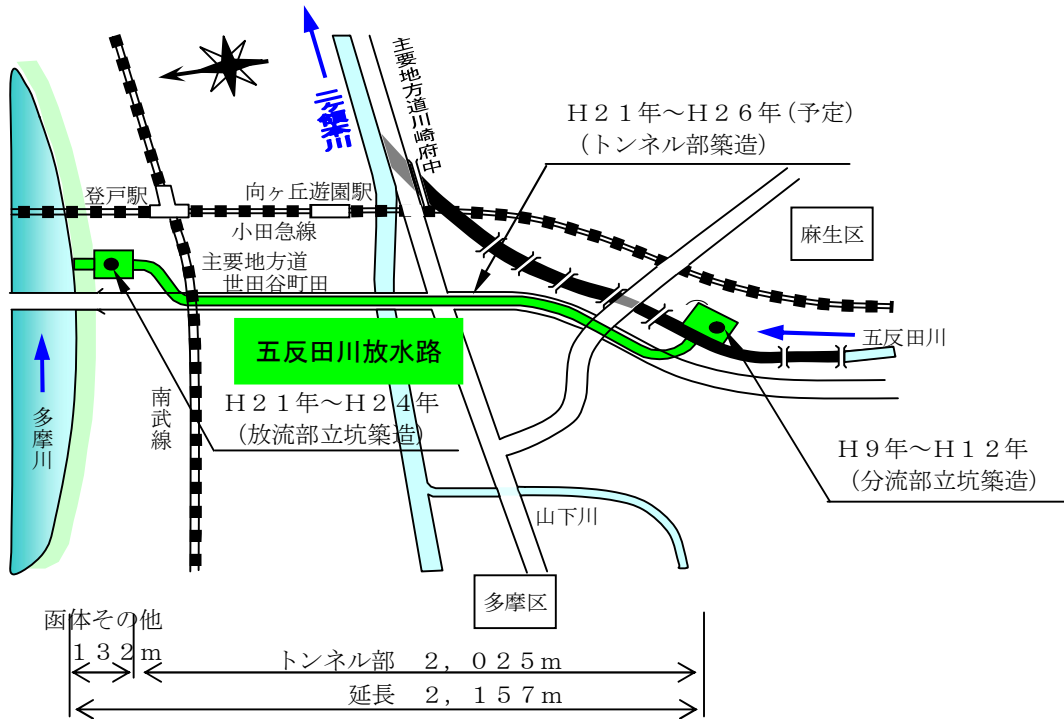
■ 要望額

- 総事業費 約213億円（県費 約64.1億円）
- 平成26年度事業費 約11.8億円（県費 約3.4億円）

■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、7,089戸の浸水被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



初期掘進状況(分流部立坑)

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成30年度
- 総事業費 約213億円
- 事業の概要 延長2,157m
(うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m)
- 計画高水流量 150 m³/s

○今後の費用の見込み (単位:億円)

事業名称	H24まで	H25予算	H26計画	H27計画	H28計画	H29計画	H30計画	合計
五反田川放水路整備事業	約129.4	約28.2	約11.8	約15.0	約13.6	約14.7	約0.2	約212.9
うち国費	約39.5	約7.2	約3.4	約4.7	約4.5	約4.8	0	約64.1
うち県費	約39.5	約7.2	約3.4	約4.7	約4.5	約4.8	0	約64.1
うち市費	約50.4	約13.8	約5.0	約5.6	約4.6	約5.1	約0.2	約84.7

この要望文の担当課/建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2905

緑地保全施策の推進に対する支援について

■ 要望事項

緑地保全事業について、必要な財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、平成20年3月に緑の基本計画を改定し、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて新たな緑地保全目標（平成29年度までに272haの保全）を掲げています。しかしながら、市域の約88%が市街化区域であり、依然として、土地需要が旺盛であることや、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっています。
- 県では、「神奈川力構想・基本構想」において、「環境に配慮した持続可能な社会」の政策課題とその施策展開として、都市と里山のみどりの保全と活用を掲げ、地域制緑地の指定、都市公園などの整備を進めるとなっています。
- 国による都市再生プロジェクト（第3次決定）でまとめられた「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」では、保全すべき自然環境ゾーンが位置付けられ、本市では、「多摩丘陵ゾーン」と、「多摩川右岸崖線ゾーン」について、その保全、活用、育成に向けた様々な施策を講じることが望まれています。
- 本市が行う緑の保全は、多摩・三浦丘陵の緑と水景に関わる広域連携や魅力の発信の観点から、県の「神奈川みどり計画」「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5カ年計画」の推進にも寄与するものと考えています。

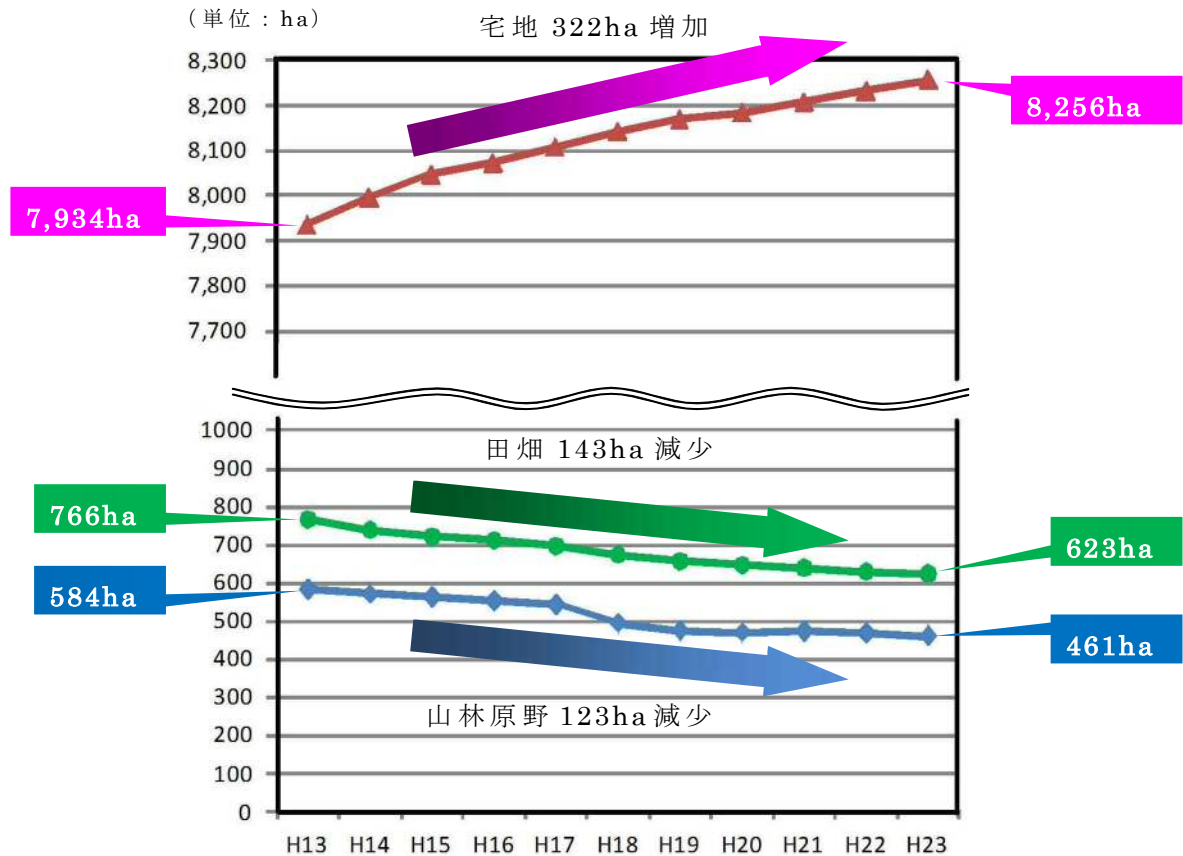
■ 要望額

- 平成26年度計画事業費 約15億円

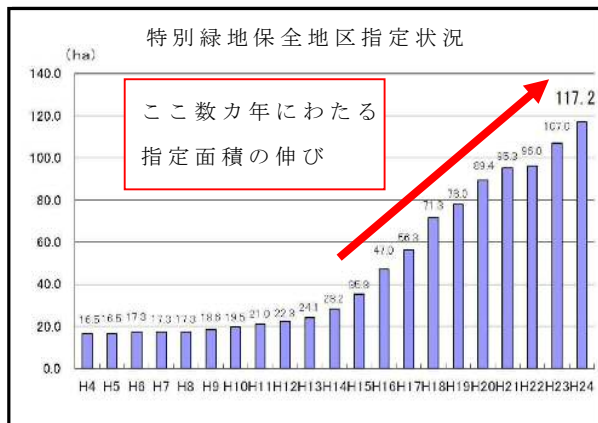
■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。

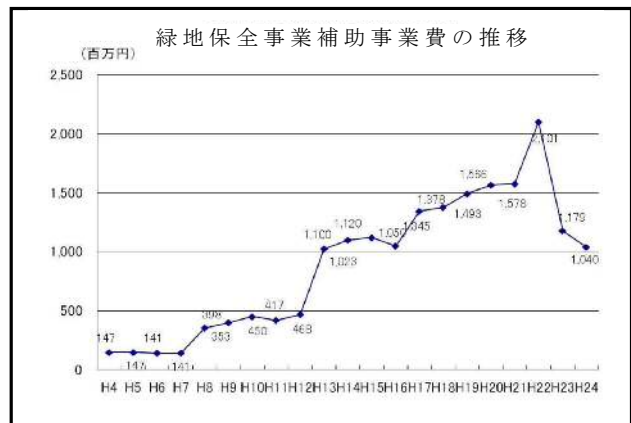
川崎市の土地利用状況



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



※法改正に伴い、従来の緑地保全地区は、平成16年度からすべて特別緑地保全地区に移行



※当初内示額 平成12年度までは、緑地保全事業
 ※平成19年度、平成20年度については、緑地環境総合支援事業含む
 ※平成24年度は、今までの用地費に加え、工事費を計上

この要望文の担当課／建設緑政局緑政部緑政課（緑地保全）TEL 044-200-2381

鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する 財政措置について

■ 要望事項

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業（エレベーター、ホームドア及び可動式ホーム柵）に対して必要な財政措置を要望する。

■ 要望の背景

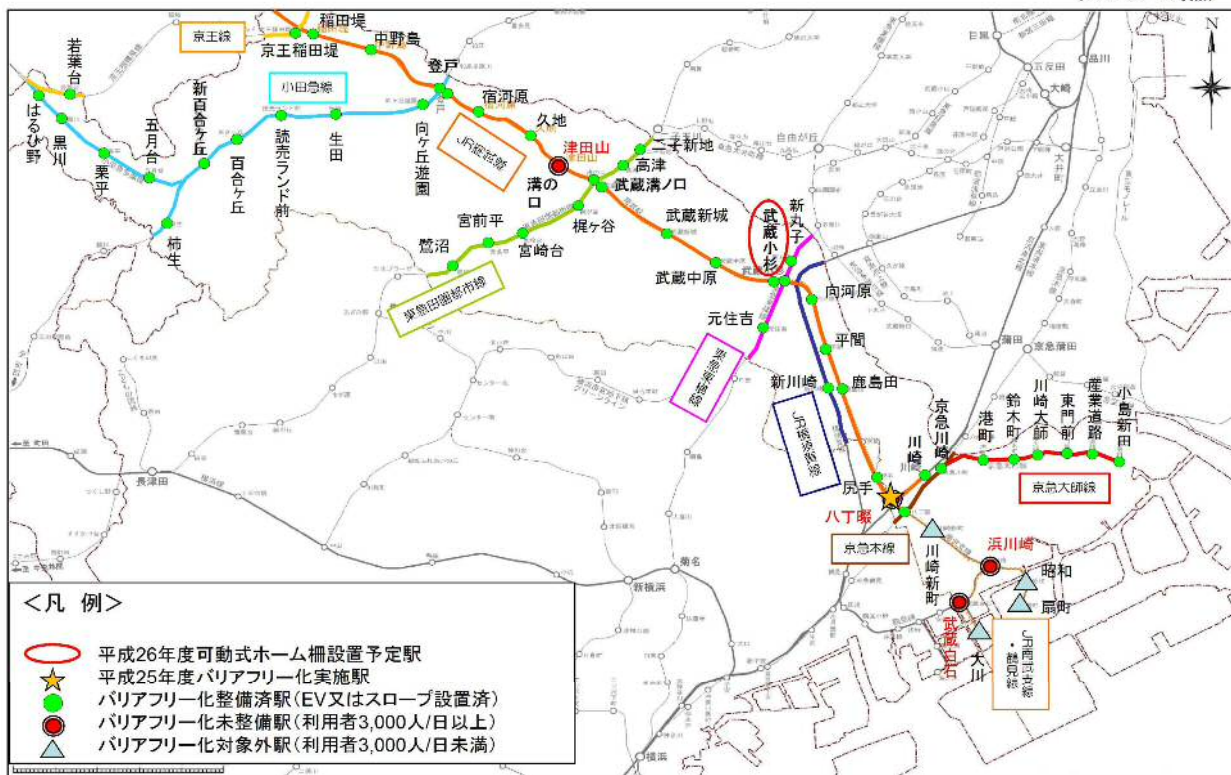
- バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成23年3月に改正され、1日あたりの利用者数が3千人以上のすべての駅舎について、原則として平成32年度までにエレベーター等の設置によるバリアフリー化整備を図ることが求められています。
- 国土交通省「ホームドア等の整備促進等に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、利用者10万人以上の駅は、ホームの状況等を踏まえ、ホームドア等（ホームドア及び可動式ホーム柵）又は内方線付き点状ブロックを優先して速やかに整備することが求められています。
- 本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に生活できる都市の実現を目指す「福祉のまちづくり」の一環として、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設整備に対して補助を行っています。
- 今後とも、「福祉のまちづくり」を推進してまいりますので、引き続き、積極的なご支援・ご協力をお願いします。

■ 効果等

- 鉄道駅のバリアフリー化整備を図ることにより、「障害者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備」という神奈川県の実備方針に寄与するとともに、すべての住民が安心して快適な生活を享受できる「福祉のまちづくり」を推進することができま

< 鉄道駅のバリアフリー整備状況（川崎市内） >

(H25.4時点)



< 民間鉄道事業者によるバリアフリー化整備事業の予定 >

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
駅名	武蔵小杉駅 (東急東横線)	新丸子駅	元住吉駅
事業内容	可動式ホーム柵 2面		

この要望文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2348

安全・安心に暮らせる住宅・建築物の整備について

■ 要望事項

住宅・建築物の耐震化への各施策の充実強化を図るため、木造住宅の耐震対策への十分な財政措置、及び、特定建築物等の耐震対策への新たな財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 首都圏において東海地震や関東直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまでも耐震対策の制度拡充に努めてまいりました。さらに、国における耐震改修促進法の改正の動きに合わせ、住宅・建築物の立地や利用目的等を勘案し、耐震性の向上を図る各種施策の検討を行い、耐震化の推進を図ります。

■ 費用

- 平成26年度事業費 約4.12億円
(国費 約2.01億円 県費 約0.75億円)
- ・ 木造住宅耐震化事業 約2.64億円
(国費 約1.31億円／県費 約0.36億円)
- ・ 特定建築物耐震化事業 約1.48億円
(国費 約0.70億円／県費 0.39億円)
(制度創設を要望)

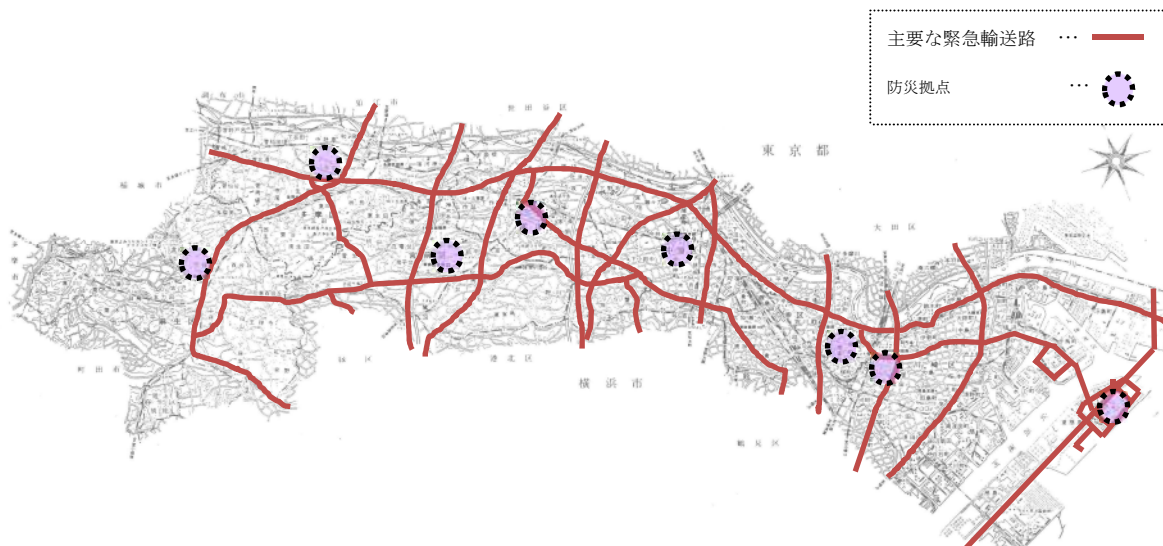
■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性向上による安全性の確保

住宅・建築物の耐震対策事業

■民間建築物（市内全域）

- ・木造住宅耐震対策事業（耐震診断、耐震改修）
- ・特定建築物耐震対策事業（耐震診断、耐震設計、耐震改修）
- ・小規模福祉施設等耐震対策事業 等



住宅・建築物の耐震対策 実績

■木造住宅耐震診断士派遣制度

- ・平成17年度より累計3,126件
- ・平成26年度 500件予定

■木造住宅耐震改修助成制度

- ・平成17年度より累計389件
- ・平成26年度 135件予定

■特定建築物耐震改修等事業助成制度等

- ・特定建築物耐震改修等事業助成制度
平成20年度より累計 診断16件、設計5件、改修6件
- ・平成24年度 小規模福祉施設等耐震化促進支援制度創設（診断1件）
- ・今後、耐震改修促進法改正に伴い、耐震診断義務化となる建築物に対し制度拡充を検討



特定建築物
鉄骨ブレース施工

消防施設及び消防車両等の整備について

■ 要望事項

- 1 消防施設の整備について、必要な財政措置を要望する。
- 2 消防車両等の整備について、必要な財政措置を要望する。
- 3 消防・救急無線のデジタル化の整備について、必要な財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の拠点施設となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。
- 消防施設の整備については、施設の老朽化対策や耐震対策など消防署所の計画的な早期改修が求められており、適切な改修事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 市内の災害対応にとどまらず消防庁長官及び県知事からの市外への消防隊派遣要請に即応するために消防車両等の装備の充実強化を図っておりますが、一度強化した装備についてもその消防力を維持するために計画的な更新が求められています。
- 本市は消防ヘリコプターを2機保有しており、そよかぜ1号機は平成16年度に更新し、そよかぜ2号機は平成6年4月に運航開始以来、平成26年度には20年目を迎え、エンジン部品は既に製造中止となっているため、延命措置は不可能となっています。
- 消防・救急無線については、現行のアナログ方式が平成28年6月1日以降使用できなくなるため、消防庁の通知に基づき、共通波については県内自治体の共同事業で、活動波については消防広域化対象外のため単独で整備を進めております。
- これらの整備には多額の費用が見込まれており、市の財政上、大きな負担となっている状況にあります。

■ 要望額

- 平成26年度事業費
 - ・ 消防施設整備事業 約8億円
 - ・ 消防車両等整備事業 約24億円
 - ・ 消防救急無線のデジタル化 約16億円

■ 効果等

- 整備計画の前倒し及び拡充による大規模災害への対応力が早期に確立すること。

消防施設整備事業

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	
事業概要	麻生消防署柿生出張所	改 築 (本体工事等)	—	—	
	宮前消防署菅生出張所	—	改 築 (設計等)	改 築 (本体工事等)	
	多摩消防署宿河原出張所	—	—	改 築 (設計等)	
	臨港消防署千鳥町出張所棧橋	改 築 (設計等)	改 築 (本体工事等)	—	
	訓練場	緊急消防援助隊 活動拠点施設	新 設 (設計等)	新 設 (本体工事等)	新 設 (本体工事等)
		訓練塔・補助訓練塔	改 築 (耐震対策)	改 築 (耐震対策)	—
	消防団	多摩消防団 生田分団東生田班	改 築 (耐震対策)	改 築 (耐震対策)	—
		高津消防団 橋分団新作班	—	改 築 (耐震対策)	改 築 (耐震対策)
	耐震性貯水槽		新 設 (5基)	新 設 (5基)	新 設 (5基)
	合計(概算)		約4億円	約8億円	約14億円

消防車両等整備事業

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業概要	消防自動車等	10台	5台	9台
	救急自動車	4台	3台	4台
	救助消防ヘリコプター等	—	ヘリ1機・4設備	—
	ヘリテレ電送システム	—	2施設(地上・機上)	—
	消 防 艇	—	—	1艇
	合計(概算)		約7億円	約24億円

消防救急無線のデジタル化に係る費用等

区 分	平成21年度まで	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	費用(概算)
整備区分	共同整備分 (共通波)	基本設計		実施設計		整備工事	運用開始	1.6億円
	単独整備分 (活動波)	基本設計	実施設計			整備工事	運用開始	21.2億円
	合計 (概算)	4百万円	2千万円	4百万円	1.2億円	4.2億円	16.8億円	3千万円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044-223-2512
消防局総務部施設装備課	TEL 044-223-2553
消防局警防部指令課	TEL 044-223-2640
消防局警防部航空隊	TEL 03-3522-0119

そ の 他 の 要 望

Ⅱ 県 の 施 策 に 関 す る 要 望

創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入促進について

■ 要望事項

創エネ・省エネ・蓄エネ機器は、低炭素社会の実現を目指した地球温暖化対策に加え、東日本大震災以降、自立分散型のエネルギーシステムへの転換が求められる中で、エネルギーセキュリティの確保等にも貢献することから、その飛躍的な普及に向けて、導入支援の取組強化を要望する。

■ 要望の背景

- 平成21年度から24年度においては、県と連携した補助制度により市内で合計3,226件の太陽光発電設備が設置されましたが、平成25年度においては、県がHEMSの導入を条件とした補助制度としたことから、市単独で太陽光発電設備などの補助制度を運用しています。
- 創エネ・省エネ・蓄エネ機器のさらなる普及に向けて、HEMSと複合的な機器の導入に加え、機器単体に対する導入支援が必要と考えます。
- 本市では、市内の住宅の約7割が集合住宅であることから、集合住宅に10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合に導入支援を行っています。10kW未満の太陽光発電設備から生み出される余剰電力は、国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、買取期間が10年間と定められていることから、支援を行うことが導入促進に不可欠です。

■ 効果等

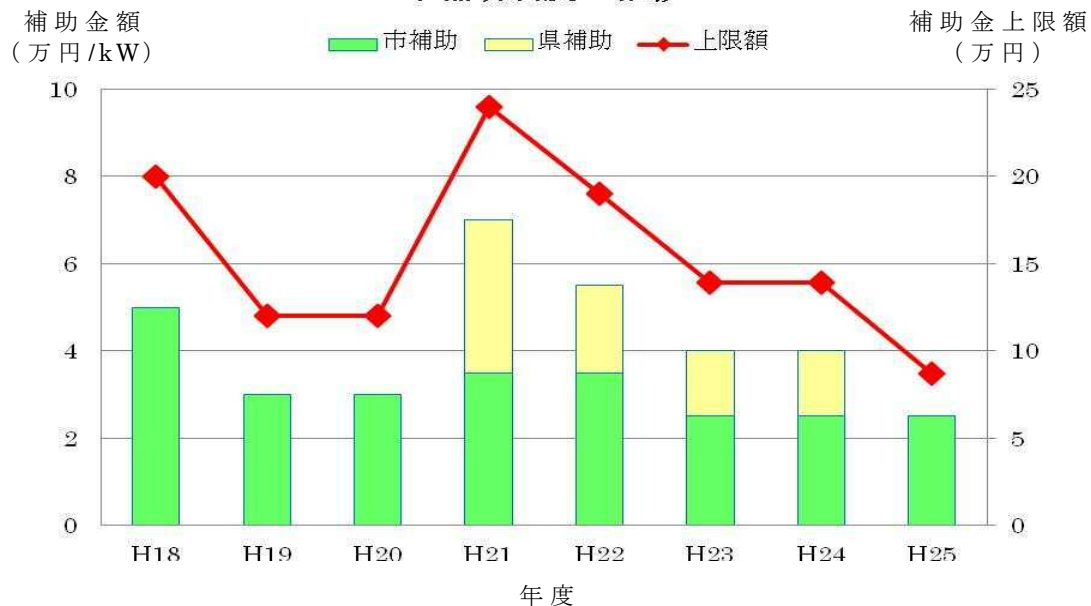
- 低炭素社会の実現を目指して、自立分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組の加速化が期待できます。

川崎市における住宅用太陽光発電設備補助制度

- 平成 21 年度から 24 年度は市補助に県補助を加えた制度を運用
 - 平成 21 年度： 7 万円 / kW (上限 24 万円)
 - 平成 22 年度： 5.5 万円 / kW (上限 19 万円)
 - 平成 23 年度： 4 万円 / kW (上限 13.9 万円)
 - 平成 24 年度： 4 万円 / kW (上限 13.9 万円)

- 平成 25 年度は市単独での補助制度を運用
 - 補助単価： 2.5 万円 / kW (上限 8.7 万円)
 - 募集件数： 約 1,300 件の見込み

市補助制度の推移



川崎市における共同住宅向け太陽光発電設備

- これまでの補助実績
 - 平成 23 年度は 1 件の申請であったが、平成 24 年度は 27 件の申請を受けた
 - * 23 年度までは、補助対象者はマンション管理組合であったが、24 年度から賃貸住宅の所有者を対象に拡大

- 平成 25 年度の補助制度
 - 補助単価： 2.5 万円 / kW (上限 24.9 万円)
 - 補助件数： 約 30 件の見込み (平成 24 年度実績は 27 件)

この要望文の担当課 / 環境局地球環境推進室 TEL 044-200-2865

PM2.5の低減対策及び情報提供の充実について

■ 要望事項

- 1 微小粒子状物質（PM2.5）対策を進めるために、発生源の把握や生成機構等の実態の解明を行うとともに、広域的な対策を推進するよう要望する。
- 2 PM2.5に対する住民の関心が高いため、その濃度を幅広く情報提供することが求められており、テレビのデータ放送等の多様な情報媒体を活用し、住民への情報提供を拡充するよう要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、平成24年度は、一般局4局及び自排局4局のうち自排局1局を除く測定局でPM2.5の環境基準を達成したものの、環境基準をわずかに下回る程度です。また、平成22年度及び23年度も全局ないし一部の測定局が非達成であり、全ての測定局で環境基準を達成するためには、PM2.5の低減に向けた対策を推進する必要があります。
- しかしながら、PM2.5は、発生源や生成機構に不明確な部分が多く、特に硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）などのガス状成分が粒子化する二次生成機構の解明が進んでいないため、神奈川県公害防止推進協議会の取組等を拡充するなどして、実態を広域的に解明する必要があります。
- また、県においては、PM2.5の情報提供に係るホームページをリニューアルする等、県内関連自治体の業務体制の改善に寄与する取り組みを進めており、本市業務にも大いに貢献するところですが、PM2.5に対しては、住民の関心も非常に高いことから、ホームページだけでなく、テレビのデータ放送など多様な媒体を活用し、多くの住民に情報提供することが必要です。

■ 効果等

- PM2.5の生成機構等の実態を解明することにより、PM2.5の効果的な対策を進めることができます。
- 多様な情報媒体を活用することにより、多くの住民にPM2.5の情報を提供できます。

PM2.5の実態の解明について

- PM2.5 対策を進めるために、発生源の把握及び生成機構の解明、特に二次生成粒子の生成機構の解明を広域的な課題として推進する必要があります。
- ⇒ PM2.5 の濃度及び成分分析を行うとともに、発生源の実態把握や広域連携調査を推進し、PM2.5 の実態解明を推進することで、対策を進めることができます。

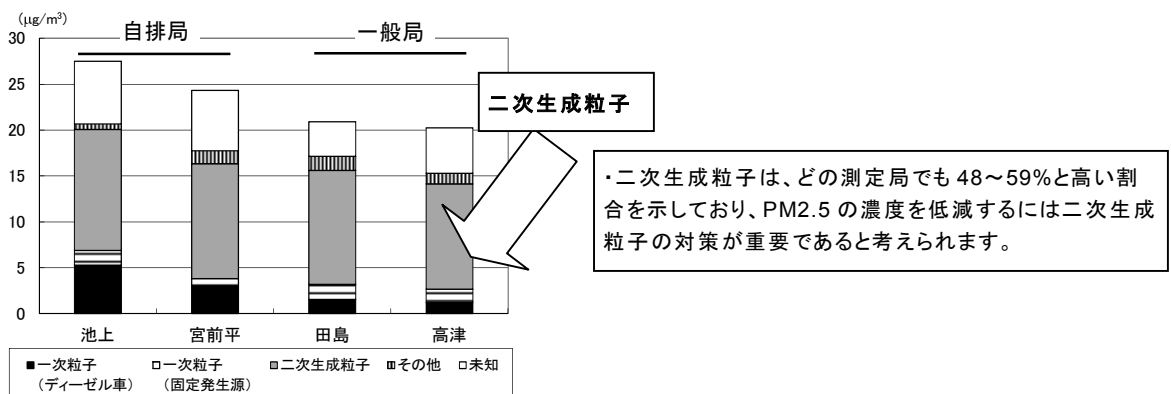


図 PM2.5 の成分濃度から推計した濃度構成 (2010 年度)

PM2.5 の情報提供の充実について

- PM2.5 に対する住民の関心が高いため、多様な情報媒体を活用して PM2.5 の情報を提供する必要があります。
- ⇒ テレビのデータ放送等、多様な媒体を活用することで、多くの住民に情報提供することが可能となります。

この要望文の担当課／環境局環境対策部環境対策課 TEL 044-200-2516

障害者支援施設の入所定員の拡大について

■ 要望事項

第4期障害福祉計画策定に際し、本市の実状を踏まえた障害者支援施設の入所定員の拡大を要望する。

■ 要望の背景

- 本市においては、障害者支援施設が少なく、障害者支援施設が慢性的に不足している状態にあり、施設入所を希望しても入所できない障害者が多数いる現状があります。
- この間、障害者自立支援法が施行され、国の「施設から地域へ」の方針もあり、本市では、平成18年度時点で定員が97名であった3施設（「めいぼう」、「陽光園」、「生活訓練支援センター」）を再編整備し、定員50名の「桜の風」として47名削減しております。
- 市民や議会から障害者支援施設建設を求める声が大きく、市議会において平成21年度、22年度、23年度と施設建設を求める請願が採択されています。
- 平成24年4月施行の地域主権一括法により、障害者支援施設の指定については都道府県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されたところです。しかし、障害者総合支援法の規定により指定に際しては都道府県知事の同意を得ることとされており、併せて県内の障害者支援施設の入所定員の総数は都道府県の障害福祉計画で定めることとされています。
- 以上の状況を踏まえ、平成27年度～平成29年度の第4期障害福祉計画策定にあたっては、県内の施設入所の定員について、本市における障害者支援施設の実情を踏まえた拡大を要望するものです。

【市内の障害者支援施設一覧】 H25. 4 現在

名称	所在地	指定年月	定員	備考
つばき寮	麻生区	20年4月	50	旧知的障害者更生施設
柿生学園	麻生区	21年4月	60	旧知的障害者更生施設
れいんぼう川崎	宮前区	21年4月	60	旧身体障害者療護施設
みずさわ	宮前区	19年4月	80	
桜の風	中原区	25年4月	50	

※南部地区（幸区・川崎区）には施設がない。

【障害者支援施設入所待機状況】 H24. 3 末現在 健康福祉年報より

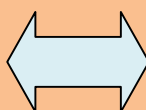
区	男	女	計	区	男	女	計
川崎	14	6	20	宮前	24	11	35
幸	17	10	27	多摩	24	13	37
中原	34	14	48	麻生	9	2	11
高津	34	15	49	計	156	71	227

【本市の各年度の施設入所定員】

施設名	旧法種別	H18	H20	H21	H22	H23	H24	H25
つばき寮	知的更生	50	50	50	50	50	50	50
柿生学園	知的更生	60	60	60	60	60	60	60
れいんぼう川崎	身障療護	60	60	60	60	60	60	60
めいぼう	身障授産	30	30	30	30	30	30	再編整備
陽光園	知的授産	40	40	再編整備				
生活訓練支援センター	精神生訓	27	24	24	24	24	20	再編整備
みずさわ	-	-	80	80	80	80	80	80
桜の風	-	-	-	-	-	-	-	50
合計	-	267	344	280	280	280	280	300

入所施設についての現状

今後、障害者自身の高齢化や、障害者の保護者の高齢化、いわゆる「親亡き後」の問題が顕著となっている。



「施設から地域へ」という国の方針もあり、本市ではグループホームの定員増を80人/年行うとともに、重度対応ホームを市単独で制度化するなどを地域移行に努めてきた。

しかし、強度行動障害等の障害特性により、在宅やグループホームでは生活を営んでいくことが困難な障害者は現実的に存在することから、施設の整備については検討が必要。

新たな総合都市交通計画に基づく広域公共交通ネットワークの形成について

■ 要望事項

新たな総合都市交通計画に基づく広域公共交通ネットワークの形成に向けて、積極的な支援、協力を要望する。

■ 要望の背景

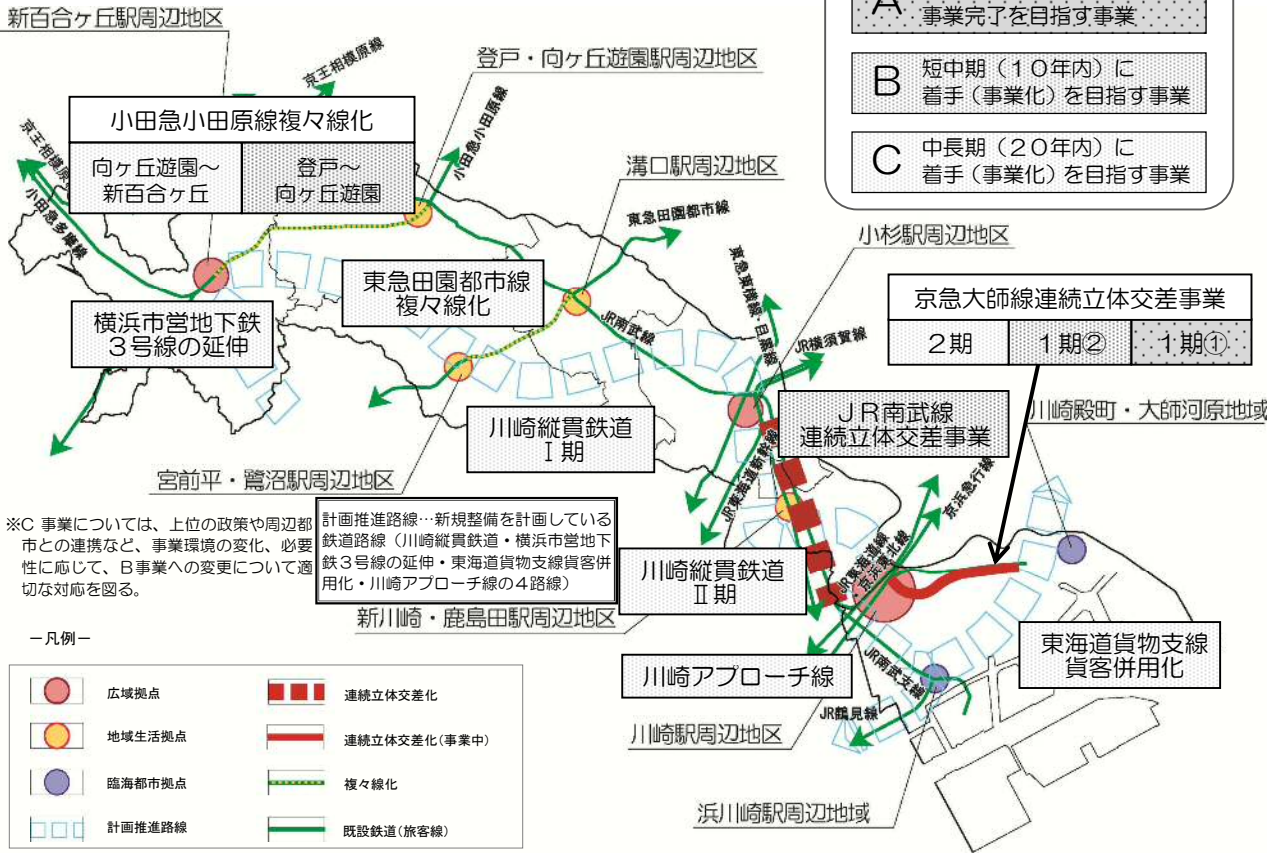
- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、さらには、自動車交通への過度の依存から鉄道などへの転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークの形成が必要となっており、計画的な取り組みを図るため、平成25年3月に川崎市総合都市交通計画を策定しました。
- 同計画では、「将来目指すべき鉄道ネットワーク」を具体的に掲げ、それぞれについて概ねの取組時期（A～C）を定め、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- このうち、計画推進路線は、「かながわ交通計画」においても位置付けられ、県内外の連携強化に資するものであり、整備のためには関係団体間で合意形成を図る必要があります。なお、川崎縦貫鉄道は、首都圏の広域鉄道ネットワークを形成する重要な路線であり、「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」における検討結果を受け、新技術の導入を前提として整備に取り組むこととしています。

■ 効果等

- 広域公共交通ネットワークの形成により、市内交通の円滑化や市民の利便性の向上とともに、首都圏、京浜津久井連携軸等における広域鉄道ネットワークの形成等都市機能の向上が図られます。

鉄道ネットワーク形成事業の取組時期

(川崎市総合都市交通計画)



- (取組時期)
- A 短中期(10年内)に事業完了を目指す事業
 - B 短中期(10年内)に着手(事業化)を目指す事業
 - C 中長期(20年内)に着手(事業化)を目指す事業

※C 事業については、上位の政策や周辺都市との連携など、事業環境の変化、必要性に応じて、B事業への変更について適切な対応を図る。

計画推進路線…新規整備を計画している鉄道路線(川崎縦貫鉄道・横浜市営地下鉄3号線の延伸・東海道貨物支線貨客併用化・川崎アプローチ線の4路線)

—凡例—

- 広域拠点
- 地域生活拠点
- 臨海都市拠点
- 計画推進路線
- 連続立体交差化
- 連続立体交差化(事業中)
- 複々線化
- 既設鉄道(旅客線)

〔 広域公共交通ネットワークの形成 〕

- 本市の交通政策の目標**
- ①首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
 - ②誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
 - ③災害に強い交通環境の整備
 - ④地球にやさしい交通環境の整備

- 鉄道交通施策の方向性**
- ① 広域的な都市間連携強化
 - ・拠点機能及び拠点間連携の強化
 - ・羽田空港へのアクセス強化
 - ・新幹線、リニア中央新幹線アクセス強化
 - ・臨海部の交通環境整備
 - ② 公共交通へのアクセス向上
 - ・快適性の向上
 - ・安全、安心な移動環境の確保
 - ・ユニバーサル化の推進
 - ・地域(交通)分断の解消
 - ③ 耐震性の向上
 - ・リダンダンシーの向上
 - ④ 車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
 - ・公共交通の利用促進

「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」の検討

- 新技術の導入によるコスト削減効果の検討
- 環境面への効果の検証
- 災害時の対応への効果の検証

事業推進に向けた提言

川崎市総合都市交通計画 → **広域公共交通ネットワークの形成の推進**

この要望文の担当課 / まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3550

平成 26 年度
県の予算編成に対する要望書

平成 25 年 11 月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183